

順位	氏名（議席）	発言の要旨
1 2	関 明美（2）	<p>1. 市職員のワーク・ライフ・バランス実現への進捗状況について</p> <p>国は、少子化対策の強化の一環として、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を、社会全体で整備する時限法として次世代育成支援対策推進法を制定し、平成17年4月1日に施行されました。これに基づき、国・自治体・事業主が次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定・実施することで、子ども一人一人の育ちを社会全体で応援することを通して、少子化の流れを変えることを目指しています。</p> <p>本市はこの法律を受けて令和4年度に富士市職員いきいきプランを策定しました。本プランは次世代育成の重要性について認識し、仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職場を挙げて支援していくこと、また、全ての職員が個々に異なる家庭環境にあって、子育てや介護等それぞれの家庭での役割を担いながら、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、働きやすい職場環境づくりを目指して数値目標を掲げ、目標達成期間を令和8年度までとしています。</p> <p>本プランでは、子育ての状況に応じた取組、働き方の見直しに向けた取組、女性職員の活躍推進に向けた取組において数値目標を5項目定めています。例えば働き方の見直しに向けた取組では、時間外勤務の縮減のための意識啓発等の取組の目標として、①1人当たりの平均時間外勤務時間を令和8年度までに月10時間未満とすること、②時間外勤務時間が月80時間以上または3か月連続で月45時間超の実施者を令和8年度までに半減（令和3年度比）することを掲げています。</p> <p>本市の市民税課市民税第一担当では、毎年1月から6月にかけて個人住民税の賦課計算を行い、納税通知書の発送に向けた業務を行っています。毎年のように税制改正が行われ、税制度は複雑になっているため過労死ラインを超える時間外勤務が常態化しています。令和5年度までは、ワンストップ特例申請処理業務、令和6年は定額減税の対応があり、作業量が増加していると思われまます。</p> <p>本プランが策定されてからおよそ3年が経過しました。そこでワーク・ライフ・バランス実現に向けた本プラン全体の進捗状況の確認と、市民税課市民税第一担当職員の過労死ラインを超える時間外勤務削減に向けたこれまでの取組を確認し、本プランの確実な目標値達成を求め、以下質問します。</p> <p>(1) 本プランの目標値を掲げている項目に対する令和4年度及び令和5年度の達成状況について伺う。</p> <p>(2) 市民税課市民税第一担当職員の本プランの目標値を掲げている項目に対する令和4年度及び令和5年度の達成状況について伺う。</p> <p>(3) 市民税課市民税第一担当職員の令和3年度課税から令和5年度課税の時間外勤務時間について</p> <p>① 月80時間以上の時間外勤務実施者数を伺う。</p> <p>② 3か月連続で月45時間以上の時間外勤務実施者数を伺う。</p> <p>(4) 市職員のワーク・ライフ・バランスの向上のため、専門のコンサルタントに依頼してはいかがか。</p>